

兵庫県公報

令和4年3月25日 金曜日 第296号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定に係る医療費指数反映係数等（国保医療課）	1
○ 令和3年度地籍調査事業の実施の変更（農地整備課）	2
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定の予定通知（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要 （水大気課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	11
○ 河川法第10条第2項による区間の指定（河川整備課）	12
○ 東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	12
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正 （会計課）	12
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	13
公 告	
○ 財産区の名称変更（市町振興課）	14
○ 落札者等の公示（契約管理課）	14
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	15
選挙管理委員会公告	
○ 令和3年7月18日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	16
○ 令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	16
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 特別枠採用試験の実施	17
公安委員会規則	
○ 被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	18

公布された法令のあらまし

◎被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第3号）

警察本部の留置施設の留置業務管理者が改められることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第360号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条

から第11条までの規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の令和4年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

算定政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数	0
同条第5項の規定により定める一般納付金所得係数	0.8882855940201
同条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数	1.0594419438461
同条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8871919612211
同条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	1.0594379512247
同条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
算定政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数	0.8017281126604
同条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	1.0595271368852
同条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7



兵庫県告示第361号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和3年度地籍調査事業を次のとおり変更し、実施する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業計画を変更した年月日

令和4年3月14日

- 2 調査を行う者の名称

兵庫県

- 3 調査地域

尼崎市のうち今福、豊岡市のうち但東町西谷、竹野町小城及び出石町荒木、養父市のうち大屋町夏梅、大屋町加保、大屋町筏、八鹿町小佐、八鹿町浅間、八鹿町石原、八鹿町今滝寺、奥米地、中米地、大谷、出合及び万久里、朝来市のうち生野町上生野、生野町円山、和田山町竹ノ内、和田山町久留引、和田山町宮、和田山町柳原、和田山町筒江、和田山町白井、和田山町寺谷、山東町迫間、山東町末歳、田路、上八代、多々良木及び佐囊、多可郡多可町のうち加美区豊部及び加美区熊野部、神崎郡神河町のうち淵、長谷、大河、上小田及び福本、佐用郡佐用町のうち豊福、上石井、上秋里、東徳久、中三河、三日月及び西新宿、美方郡香美町のうち小代区佐坊、村岡区萩山及び村岡区板仕野並びに美方郡新温泉町のうち浜坂及び正法庵

- 4 調査期間

令和3年4月から令和5年3月まで



兵庫県告示第362号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称

西脇市

- (2) 調査を行った期間

令和元年7月から令和3年2月まで

- (3) 成果の名称
西脇市板波町の一部（その4）地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
西脇市板波町の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月14日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
三田市
- (2) 調査を行った期間
平成25年12月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称
三田市（三輪2丁目）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
三田市三輪2丁目
- (5) 認証年月日
令和4年3月14日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波篠山市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
丹波篠山市高倉の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波篠山市高倉
- (5) 認証年月日
令和4年3月14日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成30年10月から令和2年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市松帆慶野4（松帆慶野の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市松帆慶野の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月14日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
令和元年5月から令和3年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市湊3（湊の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市湊の一部
- (5) 認証年月日
令和4年3月14日



兵庫県告示第363号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区八井谷字高見山710の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町小代区佐坊字横尾474の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第365号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市山東町柴字二枚畑145の2、146、147、字押谷148の1、149、150の1、字栗尾谷318、字大杉319の1、字西王子429、字大地917から921まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二枚畑145の2・146（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、147、字栗尾谷318（次の図

に示す部分に限る。)、字大杉319の1(次の図に示す部分に限る。)、字西王子429(次の図に示す部分に限る。)、字大地917・918(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、919、920、921(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第366号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
工場長 山本正人

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 1)		46号ニ 廃ガス洗浄施設 (No. 2)	
能	力	6,000m ³ /時		同 左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同 左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	8~10	8~10	8~10	8~10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	30	60	30	60

染状態の通常 の値及び 最大の値	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10未満	10	10未満	10
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	りん 含有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.96	2.3	0.3	0.7

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排出水の量及び汚濁負荷量は減少増減する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月25日から同年4月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第367号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
トクセン工業株式会社
小野市住吉町南山1081番地
代表取締役社長 金井宏彰
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
トクセン工業株式会社
小野市住吉町南山1081番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		66号 電気めっき施設	
能	力	100kg/日		60kg/日	
工事着手予定年月日		許可後		同左	
工事完成予定年月日		着手後2週間		同左	
使用開始予定年月日		完成後		同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~9	4~10	5~9	4~10

使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	9	15	9	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	20	15	20
	浮遊物質 (単位 mg/L)	15	20	15	20
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5	10	3	5
	りん含有量 (単位 mg/L)	1	2	1	2
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	98	164	98	164
	銅含有量 (単位 mg/L)	5	10	5	10
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	2	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		5	10	5	10

備考 汚水等の一部を循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月25日から同年4月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ



兵庫県告示第368号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ヒガシマル醤油株式会社
たつの市龍野町富永100番地の3
代表取締役社長 竹内宏平
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ヒガシマル醤油株式会社第一工場
たつの市龍野町富永288
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	5号ホ 精製施設		5号へ ろ過施設 (No. 1)	
能	力	60L/分		16,000L/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既 設		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		8時30分～18時30分 10時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同 左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5～6	4～8	5～6	4～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,360	3,000	2,360	3,000
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,440	1,800	1,440	1,800
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	2,500	3,500	2,500	3,500
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	230	292	230	292
	りん 含 有 量 (単位 mg/L)	28	36	28	36
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		2	2	13	13

備考 既設特定施設を廃止するとともに使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

5号へろ過施設 (No. 2)	
1,800 L/回	
同 左	
同 左	
同 左	
24時間連続	
同 左	
通常	最大
7	7
70	70
70	70
140	140
10	10
1.2	1.2
1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月25日から同年4月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第369号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市昆陽池一丁目57番、79番1、79番2、85番1、88番、89番、90番、91番、92番、92番1、96番、96番1、97番2、98番、98番1、99番1、99番3、100番、102番1、104番の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年2月20日から同年7月31日まで

3 作業地域

市川町下瀬加地内



兵庫県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宍粟市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和4年2月3日から同年6月30日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町中比地地内



兵庫県告示第372号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和3年9月1日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

豊岡市竹野町鬼神谷地内



兵庫県告示第373号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年5月30日から同年7月31日まで

3 作業地域

新温泉町熊谷地先から同町金屋地先まで



兵庫県告示第374号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（ほ場整備）

2 作業期間

令和3年8月9日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

南あわじ市賀集地内



兵庫県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐用町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年9月16日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

佐用町全域



兵庫県告示第376号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

- 3. 4. 553号 広畑幹線
- 3. 4. 556号 鹿谷田線

3 事業施行期間

平成27年5月26日から令和8年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第377号

河川法（昭和39年法律第167号）第10条第2項の規定により、次のとおり区間を指定し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

河川名	区 間	
	上 流 端	下 流 端
福田川水系小川	右岸 神戸市須磨区多井畑字入角1番地先	福田川への合流点
	左岸 同 市同 区多井畑字丸町14番地先	
福田川水系土池谷川	右岸 神戸市須磨区菅の台六丁目28番	小川への合流点
	左岸 同 市同 区菅の台六丁目27番	



兵庫県告示第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画下水道事業加東市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更なし
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第379号

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中41の次に次のように加える。

42 家畜伝染病の発生に備えた防疫資材備蓄倉庫の貸借、資材の管理及び搬送に係る委託契約



兵庫県告示第380号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	小型いか釣り漁業	別記1	5月1日から翌年2月末日まで	なし	10トン以上 30トン未満	1隻	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年3月25日から同年4月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和5年2月28日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、概ね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

ウ 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

() 港 () 港

別記1 操業区域

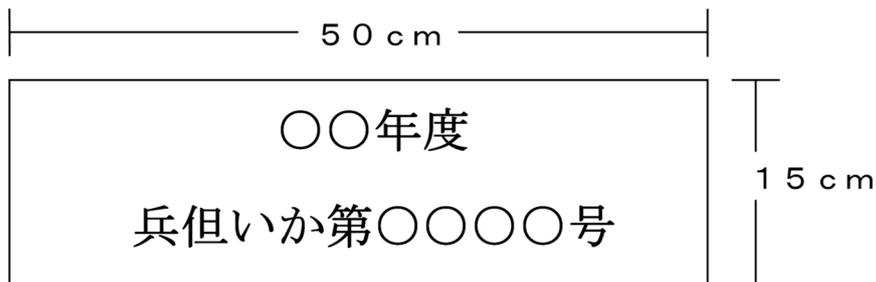
北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

別記2 漁業を営む者の資格

鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者

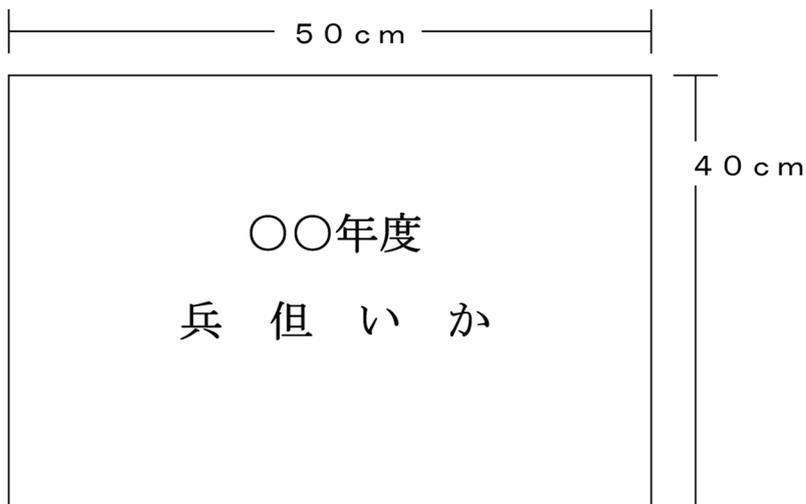
（陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港）

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



公 告

財産区の名称変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第3条第5項の規定により、令和4年4月1日から篠山町畑財産区の名
称を丹波篠山市畑財産区に変更することについて丹波篠山市から報告があったので、公示する。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月25日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
兵庫県立総合衛生学院建築工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年1月11日
- 4 落札者の名称及び住所

大豊・神鋼興産・益田特別共同企業体 神戸市中央区八幡通3-1-19

- 5 落札金額
2,739,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年11月16日



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジュンテンドー和田山店
所在地 朝来市和田山町枚田岡字四ツ辻721番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市下本郷町206番地5	飯塚 正
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正
- 4 変更年月日
令和3年4月20日
- 5 届出年月日
令和4年2月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
令和4年3月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和4年7月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会公告

令和3年7月18日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、令和3年7月18日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、令和4年3月24日に次の者を表彰した。

令和4年3月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称

猪名川町選挙管理委員会

上郡町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
橋 本 猛 伸	神戸市兵庫区選挙管理委員会委員	神戸市兵庫区
山 下 淑 子	神戸市長田区選挙管理委員会委員	神戸市長田区
真 鍋 正 昭	多可町選挙管理委員会委員長	多可郡多可町
田 邊 恒 良	明石市選挙管理委員会主任	加古郡播磨町
山 根 慎 也	淡路市選挙管理委員会書記	洲本市
島 木 正 和	新温泉町選挙管理委員会書記次長	美方郡新温泉町

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

氏 名	職 名	住 所
田 尻 信 明	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市



令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、令和4年3月24日に次の者を表彰した。

令和4年3月25日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称

西宮市選挙管理委員会

三田市選挙管理委員会

神河町選挙管理委員会

香美町選挙管理委員会

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
村 上 雅 彦	神戸市東灘区選挙管理委員会委員	神戸市東灘区
西 富 久	神戸市西区選挙管理委員会委員	神戸市西区
上 木 務	神戸市灘区選挙管理委員会事務職員	神戸市北区

中井 義之 太子町選挙管理委員会書記長 揖保郡太子町
 2 兵庫県選挙管理委員会感謝状
 (個人の部)
 氏名 職名 住所
 前田 玲子 川西市明るい選挙推進協議会委員 川西市

人事委員会公告

兵庫県職員 特別枠採用試験の実施

兵庫県職員 特別枠採用試験を次のとおり実施する。

令和4年3月25日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 総合土木職	15名程度	平成7年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 (令和5年4月1日現在で22歳から27歳までの者)
(2) 保健師	6名程度	昭和38年4月2日以降に生まれた者(令和5年4月1日現在で 59歳以下)で、保健師の免許取得者又は取得見込みの者
(3) 薬剤師	15名程度	昭和38年4月2日以降に生まれた者(令和5年4月1日現在で 59歳以下)で、薬剤師の免許取得者又は取得見込みの者
(4) 児童福祉司	6名程度	昭和38年4月2日以降に生まれた者(令和5年4月1日現在で 59歳以下)で、児童福祉司の任用資格を有する者又は見込者
(5) 心理判定員	3名程度	昭和38年4月2日以降に生まれた者(令和5年4月1日現在で 59歳以下)で、心理判定員の任用資格を有する者又は見込者

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する者
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	令和4年5月15日(日)	兵庫県立大学神戸商科キャンパス
面接試験	令和4年6月1日(水)から同月3日(金)までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

- (1) 筆記試験
 - 専門試験
各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
- (2) 面接試験
筆記試験合格者に対して行う。
 - ア 口述試験

個別面接①及び個別面接②の方法により行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 筆記試験

令和4年5月27日(金)午後3時

兵庫県ホームページに掲載する。

(2) 面接試験

令和4年6月15日(水)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県ホームページに掲載するとともに面接試験合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000040.html

また、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「特別枠 請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和4年5月6日(金)頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000041.html

(3) 受付期間

令和4年3月28日(月)午前9時から同年4月22日(金)午後5時まで(受信有効)

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から令和6年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 5920、5921

公安委員会規則

被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

兵庫県公安委員会規則第3号

被留置者の不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

被留置者の不服申立てに関する規則(平成19年兵庫県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「留置業務管理者(警察本部の留置施設にあつては警察本部総務部留置管理課長(以下「留置管理課長」という。)、警察署の留置施設にあつては警察署長をいう。以下同じ。))を「法第16条第1項に規定する留置業務管理者(以下「留置業務管理者」という。))」に改める。

第3条第1号中「留置管理課長」を「警察本部総務部留置管理課長(以下「留置管理課長」という。))」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。